

建築確認・検査申請手数料

令和5年7月1日改定

特例有り（建築基準法第6条の4又は第7条の5） 確認、中間及び完了検査申請手数料（申請1件につき、次の表に定める額となります。）

床面積の合計	手 数 料 の 額			
	確認申請手数料	中間検査申請手数料	完了検査申請手数料	中間検査あり※
30㎡以内	12,000 円	17,000 円	20,000 円	18,000 円
30㎡を超え100㎡以内	21,000 円	21,000 円	24,000 円	22,000 円
100㎡を超え200㎡以内	30,000 円	28,000 円	33,000 円	31,000 円
200㎡を超え300㎡以内	42,000 円	38,000 円	45,000 円	41,000 円
300㎡を超え500㎡以内	52,000 円	46,000 円	50,000 円	48,000 円
500㎡を超え1,000㎡以内	72,000 円	63,000 円	74,000 円	68,000 円

特例無し（建築基準法第6条の4又は第7条の5） 確認、中間及び完了検査申請手数料（申請1件につき、次の表に定める額となります。）

床面積の合計	手 数 料 の 額			
	確認申請手数料	中間検査申請手数料	完了検査申請手数料	中間検査あり※
30㎡以内	23,000 円	19,000 円	22,000 円	20,000 円
30㎡を超え100㎡以内	39,000 円	23,000 円	26,000 円	24,000 円
100㎡を超え200㎡以内	59,000 円	30,000 円	35,000 円	33,000 円
200㎡を超え300㎡以内	76,000 円	40,000 円	47,000 円	43,000 円
300㎡を超え500㎡以内	89,000 円	48,000 円	52,000 円	50,000 円
500㎡を超え1,000㎡以内	130,000 円	69,000 円	78,000 円	74,000 円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	200,000 円	100,000 円	110,000 円	100,000 円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	280,000 円	170,000 円	210,000 円	190,000 円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	340,000 円	180,000 円	220,000 円	200,000 円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	380,000 円	200,000 円	240,000 円	230,000 円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	420,000 円	220,000 円	270,000 円	250,000 円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	460,000 円	250,000 円	310,000 円	290,000 円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	520,000 円	290,000 円	360,000 円	330,000 円
10,000㎡を超え15,000㎡以内	610,000 円	320,000 円	400,000 円	370,000 円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	700,000 円	360,000 円	450,000 円	410,000 円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	810,000 円	410,000 円	520,000 円	470,000 円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	950,000 円	480,000 円	620,000 円	570,000 円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	1,050,000 円	570,000 円	740,000 円	670,000 円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	1,110,000 円	660,000 円	840,000 円	770,000 円
100,000㎡を超えるもの	1,150,000 円	810,000 円	1,020,000 円	940,000 円
昇降機（一基につき）	22,000 円	-	28,000 円	-
建築設備（一つにつき）				
工作物（一つにつき）	26,000 円	-	19,000 円	-

※「中間検査あり」とは、当センターから中間検査合格証の交付を受けた場合をいいます。

- 注1) 移転、修繕、模様替え又は用途の変更若しくは計画の変更の場合は、当該計画に係る部分の床面積の1/2とします。
- 昇降機及び建築設備の変更は11,000円、工作物の変更は13,000円とします。
- 注2) 構造計算書を添付して申請する場合は、確認の特例の有無に関わらず特例無しの場合の表の額とします。また、特例有りでかつ床面積の合計が1,000㎡を超える場合も同様となります。
- 注3) 中間検査申請手数料については、中間検査対象階までの延べ面積で算定します。2回目の検査の床面積の算定は、1回目の延べ面積を除いた床面積の合計となります。
- 注4) 完了検査において追加説明書の提出があった場合は、計画の変更の場合を準用して算定した額を追加して徴収します。
- 注5) みやぎ住まいの倶楽部会員で中間検査と瑕疵担保保険検査又は保険法人検査を同時に受検する場合の中間検査申請手数料は、上記金額から3,000円差し引いた金額となります。
- 注6) 検査に係る出張費が加算される場合があります。

再検査手数料	建築物及び建築設備等の区分	手数料の額	仮使用認定申請手数料 （申請1件につき） 帳簿記載事項証明 （証明書1通につき）	120,000円 1,000円
	床面積が500㎡以内の建築物又は建築設備等	10,000円		
	床面積が500㎡を超えるもの	30,000円		

建築確認申請加算額				
■ 次に掲げる方法で設計を行った建築物の場合は、建築確認申請手数料に次の表に定める額を加算します。				
床面積の合計	加算する額			
	天空率	区画避難安全検証法 階避難安全検証法 全館避難安全検証法	耐火性能検証法 防火区画検証法	限界耐力計算法 限界耐力計算と同等以上の構造計算
500㎡以内	12,000円	48,000円	48,000円	48,000円
500㎡を超え1,000㎡以内				
1,000㎡を超え2,000㎡以内	24,000円	84,000円	84,000円	84,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内				
10,000㎡を超えるもの		120,000円	120,000円	120,000円

※建築物の当該設計に係る計画を変更して建築物を建築する場合は、加算額の1/2とします。

省エネ適判に係る完了検査申請加算額	
■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の完了検査の場合は、完了検査申請手数料に次の表に定める額を加算します。	
床面積の合計	加算する額
30㎡以内	4,000 円
30㎡を超え100㎡以内	5,000 円
100㎡を超え200㎡以内	7,000 円
200㎡を超え300㎡以内	8,000 円
300㎡を超え500㎡以内	10,000 円
500㎡を超え1,000㎡以内	15,000 円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	20,000 円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	42,000 円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	44,000 円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	46,000 円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	50,000 円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	58,000 円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	66,000 円
10,000㎡を超え15,000㎡以内	74,000 円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	82,000 円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	94,000 円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	110,000 円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	130,000 円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	150,000 円
100,000㎡を超えるもの	200,000 円

※この表における床面積とは、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物の床面積の合計とします。

別表

検査に係る出張費

市町村	地 域	出張費
石巻市	田代島、網地島、鮎川浜金華山	30,000 円
女川町	江島、出島	
塩竈市	浦戸石浜、浦戸桂島、浦戸寒風沢、浦戸野々島、 浦戸朴島	

注)

- 1, 罹災証明書等の公的証明書のある住宅及び災害公営住宅は、出張費を免除する。
- 2, 確認検査と瑕疵保険検査、適合証明（フラット 35）若しくは災害復興融資住宅検査が同時検査の場合は、出張費を免除する。
- 3, 検査日程を勘案し宿泊を要する場合は、宿泊費相当額を加算する。